

育成プログラム修了認定要綱

1. 目 的

この要綱は、インフラ再生技術者の人材育成講座（以下「人材育成講座」という。）の認証及び講座受講者の修了認定に関し必要な事項について定めるものである。

2. 人材育成講座の修了認定要件

人材育成講座の修了認定にあたっては、インフラ再生技術者育成新潟地域協議会（以下「協議会」という。）において認められた人材育成講座をすべて受講していること、及び「修了認定試験」において一定基準以上の成績をおさめること。

3. 人材育成講座の認証

人材育成講座のカリキュラムの認証は、高齢化する社会基盤の戦略的かつ効率的な維持管理を行うため、維持補修および防災に係わる高度な技術力を有する中核的専門人材を育成するための科目で構成されていることを、協議会において承認することを要件とする。

4. 修了認定試験

- (1) 育成プログラム審査委員会（以下「委員会」という。）は、受験者が、協議会の認証した人材育成講座をすべて受講しており受験資格を有することを確認する。
- (2) 委員会は、受験資格を満足している者に、筆記試験及び口頭試験を実施し、採点を行う。
 - ①筆記試験
社会基盤の防災・維持管理を実施するにあたって必要な知識や方策を確認する筆記試験。
 - ②口頭試験
社会基盤の防災・維持管理に必要な知識や適用能力を確認する口頭試験。
委員会の委員が必要な知識や適用能力を確認するための質疑応答を行う。
- (3) 修了認定試験は、人材育成講座終了時に年2回実施する。

5. 修了認定

委員会は修了認定試験の結果について審査し、総合的な評価を行い、可否

案を作成し協議会に報告する。協議会は、委員会からの報告をもとに修了者を決定し、修了証を付与する。

6. 守秘義務

認定審査業務に携わった者は、業務に関連して知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

(附則)

1 この要綱は、平成26年 月 日より施行する。